

公表資料

令和4年9月26日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和4年4月1日～同年6月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和4年4月1日から同年6月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
- 事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和4年4月1日～同年6月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	15	-	44	59

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	25	-	-	-	-	-	2	1	7	24	-	-	59

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和4年4月1日～同年6月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	増田 信行	57	航空自衛隊第13飛行教育団副司令	R4.2.15	R4.4.7	航空自衛隊第13飛行教育団副司令	R4.2.15	R4.6.4	司令の補佐、司令部における監督指導	R4.6.4	R4.7.4	株式会社エイジェック	人材、雇業等	福岡雇用開発センターにおける総合職	無	有
2	塩川 壮	57	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	R4.3.29	R4.4.28	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	R4.3.29	R4.6.28	司令部及び隷下部隊の業務を監督・指導し、司令官を補佐する業務	R4.6.28	R4.7.1	一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会	国の行う戦没者遺骨収集事業の受託事業等	部長	無	有
3	林 佐光	57	陸上自衛隊通信学校付(陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室長)	R3.11.2	R3.12.9	①陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室長 ②陸上自衛隊通信学校付	①R3.11.2 ②R4.3.14	①R4.3.13 ②R4.6.29	①統率教育に関する事務の総括 ②特に命ぜられた事項	R4.6.29	R4.6.30	学校法人都築第一学園	学校教育等	横浜薬科大学学校事務	無	有
4	遠田 弘明	56	航空システム通信隊副司令	R4.1.27	R4.3.8	航空システム通信隊副司令	R4.1.27	R4.6.30	情報通信システム・ネットワークの維持管理に係る監督指導	R4.6.30	R4.7.1	日立造船株式会社	環境保全装置等の設計、製作	運営施設管理者(常勤嘱託)	無	有
5	野原 理	60	自衛隊熊本病院副院長兼自衛隊熊本病院企画室長	R4.5.19	R4.6.23	自衛隊熊本病院副院長兼自衛隊熊本病院企画室長	R4.5.19	R4.7.23	病院長の補佐及び院務の整理に関する業務	R4.7.23	R4.7.25	医療法人田中会	医療	武蔵ヶ丘病院常勤医師	無	無
6	千秋 進	57	航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長	R4.2.15	R4.3.17	航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長	R4.2.15	R4.7.28	情報公開請求及び個人情報保護に関する監督指導	R4.7.28	R4.8.1	京立セキュリティープロ株式会社	警備保障事業等	経営企画部長	無	有
7	今井 俊典	56	陸上自衛隊北部方面混成団第52普通科連隊長	R3.8.25	R4.5.18	陸上自衛隊北部方面混成団第52普通科連隊長	R3.8.25	R4.8.1	連隊の指揮・監督等	R4.8.1	R4.8.2	株式会社セブンイレブン・ジャパン	コンビニエンスストア経営	コンビニオーナー相談員	無	有
8	近藤 力也	56	陸上自衛隊富士学校部隊訓練評価隊長	R3.10.25	R4.4.5	陸上自衛隊富士学校部隊訓練評価隊長	R3.10.25	R4.8.1	部隊訓練評価隊長に関する業務	R4.8.1	R4.8.2	タカラベルモント株式会社	化粧品、医療用機器等販売業	管理職	無	有
9	丹間 章人	56	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団副団長	R4.3.24	R4.6.2	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団副団長	R4.3.24	R4.8.1	システム通信団長の補佐、その他団長に命ぜられた事項	R4.8.1	R4.8.2	富士通特機システム株式会社	防衛用エレクトロニクスの設計・製造、維持・整備、防衛用情報通信システムの構築支援、運用保守	エキスパート	無	有
10	藤島 明宏	56	陸上自衛隊補給統制本部総務部長	R4.1.26	R4.6.3	陸上自衛隊補給統制本部総務部長	R4.1.26	R4.8.1	補給統制本部の総務業務、十条駐屯地司令業務及び十条駐屯地業務隊業務の指導・監督	R4.8.1	R4.8.2	株式会社エイジェック	人材・雇用に係る業務全般	総合職	無	有
11	真岡 孝成	56	陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長兼北宇都宮駐屯地司令	R4.3.24	R4.5.19	陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長兼北宇都宮駐屯地司令	R4.3.24	R4.8.1	航空学校における操縦教育及び校務運営に関する指導	R4.8.1	R4.8.2	日本エアロスペース株式会社	航空機、エンジン及び装備品等の輸入販売	顧問	無	有
12	水上 智雄	56	海上自衛隊横須賀警備隊司令	R4.3.2	R4.6.21	海上自衛隊横須賀警備隊司令	R4.3.2	R4.8.1	隊務統括	R4.8.1	R4.10.1	朝日生命保険相互会社	生命保険業	顧問(嘱託職員)	無	有
13	廣明 一郎	57	航空自衛隊航空総隊司令部装備部長	R3.11.5	R3.12.23	航空自衛隊航空総隊司令部装備部長	R3.11.5	R4.8.28	装備品等に係る計画・調整、維持管理及び輸送等に関する業務の監督、指導	R4.8.28	R4.9.1	日本航空株式会社	航空運送事業	専任部長(嘱託契約)	無	有
14	川口 晃史	57	陸上自衛隊システム通信団中央野外通信群長	R4.3.25	R4.5.16	①陸上自衛隊システム通信団中央野外通信群長 ②陸上自衛隊システム通信団本部付	①R4.3.25 ②R4.8.1	①R4.7.31 ②R4.9.13	①中央野外通信群の指揮監督 ②特に命ぜられた事項	R4.9.13	R4.9.14	東芝電波プロダクツ株式会社	防衛・電波応用機器、電子機器の開発設計、製造、販売、維持整備、サービス	エキスパート	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
15	丸山 直昭	57	航空自衛隊第7航空団副司令	R4.1.28	R4.3.10	航空自衛隊第7航空団副司令	R4.1.28	R4.9.14	指揮官の補佐、司令部内における監督指導及び関係部署との各種調整業務	R4.9.14	R4.9.15	株式会社N×ワンビシアークイブズ	情報資産管理事業等	副参事	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	佐竹 基	60	防衛省大臣官房付	-	-	-	-	R3. 7. 1	R4. 4. 1	明治安田生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	無	
2	武田 博史	60	防衛装備庁長官	-	-	-	-	R3. 7. 1	R4. 4. 1	日本生命相互会社	生命保険業	顧問	無	無	
3	宮本 昭彦	55	防衛装備庁長官官房審議官	-	-	-	-	R3. 7. 1	R4. 3. 1	日本特殊陶業株式会社	自動車用部品及び附属品の製造販売	常勤顧問(嘱託)	無	無	
4	後藤 義孝	56	陸上自衛隊衛生学校長兼三宿駐屯地司令	-	-	-	-	R3. 9. 30	R4. 3. 15	医療法人新産健会	健康診断、がん検診等による予防医療事業	医師	無	無	
5	深澤 英一郎	58	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	-	-	-	-	R3. 9. 30	R4. 4. 18	Northrop Grumman Japan 合同会社	防衛装備品、システムの開発・製造	シニア・ビジネスデベロップメント・アドバイザー	無	無	
6	木下 章	56	海上自衛隊厚木航空基地隊司令	R2. 12. 18	海上自衛隊厚木航空基地隊司令	R2. 12. 18	R3. 12. 1	R3. 12. 1	R4. 4. 1	鳥取県庁	地方行政	危機管理専門官兼原子力防災訓練推進官	無	有	
7	大庭 秀昭	57	陸上自衛隊第1師団長	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	豊和工業株式会社	工作機械等の製造・販売	顧問(非常勤嘱託)	無	無	
8	金古 真一	58	航空自衛隊航空支援集団司令官	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラシステムの製品・サービスの提供	顧問(嘱託)	無	無	
9	上ノ谷 寛	58	航空自衛隊航空総隊副司令官	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	双日株式会社	製品の製造・販売、輸出入、サービス提供、事業投資等	顧問	無	無	
10	小瀬 幹雄	58	陸上自衛隊関東補給処長兼霞ヶ浦駐屯地司令	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	楽天証券株式会社	金融商品取引業及び付随業務	嘱託社員	無	無	
11	佐藤 幸喜	57	航空自衛隊補給本部副本部長	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 5. 31	一般社団法人日本航空宇宙工業会	航空宇宙機器の生産、流通、貿易及び市場に関する調査等	常務理事	無	無	
12	田中 重伸	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部長	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	住友商事株式会社	商品・サービスの販売、輸出入、事業投資等	顧問(嘱託)	無	無	
13	出口 佳努	59	海上自衛隊佐世保地方總監	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	新明和工業株式会社	航空機・飛行艇並びにそれらの関連機械器具装置の製造・販売及び修理業	顧問	無	無	
14	中畑 康樹	58	海上自衛隊補給本部長	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 3. 21	富士通株式会社	情報通信機械器具製造業	シニアアドバイザー(嘱託)	無	無	
15	納富 中	59	情報本部長	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	内閣衛星情報センター	情報収集衛星に関すること	所長	無	無	
16	野澤 真	58	陸上自衛隊中部方面總監	-	-	-	-	R3. 12. 22	R4. 4. 1	株式会社日本製鋼所	素材材・エネルギー関連製品及び産業機械の生産	顧問(常勤)	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
17	平田 隆則	57	陸上自衛隊水陸機動団長兼相浦駐屯地司令	—	—	—	—	R3. 12. 22	R4. 4. 1	新成物産株式会社	繊維製品等の仕入れ・販売	顧問(業務委託)	無	無	
18	藤岡 登志樹	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部副本部長兼総合企画部長	—	—	—	—	R3. 12. 22	R4. 4. 1	福岡市役所	地方公務	危機管理監	無	無	
19	今福 博文	57	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室長	R3. 6. 3	R3. 6. 3	R4. 3. 12	我が国及び諸外国の防衛力の整備、防衛組織及び部隊の運用に関する業務	R4. 3. 12	R4. 4. 1	鳥田市役所	地方公務	危機管理部長	無	有	
20	阿部 仁一	56	陸上自衛隊健康駐屯地業務隊長	R3. 11. 26	R3. 11. 26	R4. 3. 14	業務隊の指揮・監督等	R4. 3. 14	R4. 4. 1	熊本市役所	地方公務	審議員	無	有	
21	牛島 弘樹	56	陸上自衛隊第13旅団副旅団長兼海田市駐屯地司令	R3. 9. 30	R3. 9. 30	R4. 3. 14	旅団の副指揮官としての業務及び駐屯地の警備等に関する業務	R4. 3. 14	R4. 4. 1	川崎市役所	地方公務	総務企画局危機管理室担当課長	無	有	
22	大谷 正道	56	防衛大学校防衛学教育学群統率・戦史教育室教授	—	—	—	—	R4. 3. 14	R4. 4. 1	福井県庁	地方公務	防災危機管理監	無	無	
23	岡 栄治	56	陸上自衛隊西部方面情報隊長	R3. 12. 16	R3. 12. 16	R4. 3. 14	隊の指揮、監督及び総括に関する業務	R4. 3. 14	R4. 4. 1	狛江市役所	地方公務	危機管理監	無	有	
24	境 孝明	56	陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊長	R3. 7. 26	R3. 7. 26	R4. 3. 14	業務隊業務に関する総括全般	R4. 3. 14	R4. 4. 1	相模原市役所	地方公務	緊急対策課主幹	無	有	
25	坂口 浩一郎	56	陸上自衛隊北部方面総監部監察官	R3. 12. 15	R3. 12. 15	R4. 3. 14	監察に関する業務	R4. 3. 14	R4. 4. 1	北海道庁	地方公務	総務部危機対策課危機対策企画幹	無	有	
26	佐藤 孝洋	56	陸上自衛隊陸上総隊司令部総務部総務課長(陸上自衛隊第12旅団第30普通科連隊長)	R4. 1. 18	R4. 1. 18	R4. 3. 14	陸上総隊司令部の総務に関する統制	R4. 3. 14	R4. 4. 1	栃木県庁	地方公務	主幹	無	有	
27	嶋本 学	56	陸上自衛隊第15旅団副旅団長兼那覇駐屯地司令	R3. 10. 26	R3. 10. 26	R4. 3. 14	旅団長の補佐及び駐屯地の警備等に関する業務	R4. 3. 14	R4. 4. 1	さいたま市役所	地方公務	参事	無	有	
28	仲川 剛	56	陸上自衛隊東北補給処副処長	R3. 3. 15	R3. 3. 15	R4. 3. 14	指揮官の補佐、処務の総合調整及び業務の統制・指導	R4. 3. 14	R4. 4. 1	明石市役所	地方公務	理事(総合安全対策担当)	無	有	
29	長谷川 敬	56	陸上自衛隊陸上総隊中央情報隊副隊長	R3. 8. 31	R3. 8. 31	R4. 3. 14	中央情報隊の業務全般における指導・監督	R4. 3. 14	R4. 4. 1	大田区役所	地方公務	防災計画担当課長	無	有	
30	濱本 博文	56	自衛隊帯広地方協力本部長	R3. 10. 6	R3. 10. 6	R4. 3. 14	自衛官の募集、退職自衛官の就職の援助、予備自衛官の管理等に関する業務の指揮・統率	R4. 3. 14	R4. 4. 1	目黒区役所	地方公務	危機管理部副参事(任期付職員)	無	有	
31	古川 幹雄	56	陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊長	R3. 9. 29	R3. 9. 29	R4. 3. 14	業務隊の指揮・監督等	R4. 3. 14	R4. 4. 1	出雲市役所	地方公務	防災危機対策監(任期付職員)	無	有	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
32	諸石 正弘	56	陸上自衛隊陸上総隊司令部報道官	R3.10.26	陸上自衛隊陸上総隊司令部報道官	R3.10.26	R4.3.14	R4.3.14	R4.4.1	小山市役所	地方公務	防災専門監	無	有	
33	城下 亘	57	陸上自衛隊東北方面総監部付(陸上自衛隊高射学校高射教導隊長)	R3.7.19	①陸上自衛隊東北方面総監部装備部後方運用課長 ②陸上自衛隊東北方面総監部付	①R3.7.19 ②R3.12.22	①R3.12.21 ②R4.3.17	①方面隊の後方業務に関する各種計画及び予算並びに体制移行に関する事項、方面隊の輸送業務に関する事項 ②特に命ぜられた事項	R4.3.17	R4.4.1	社会保険労務士法人TMC	就業規則作成・見直し、助成金診断・申請代行等	社会保険労務士(契約社員)	無	有
34	平田 雄嗣	56	陸上自衛隊東部方面混成団第48普通科連隊長	R3.10.15	陸上自衛隊東部方面混成団第48普通科連隊長	R3.10.15	R4.3.17	R4.3.17	R4.4.1	霧島市役所	地方公務	危機管理監	無	有	
35	森本 浩吉	58	自衛隊岐阜病院長	R3.12.13	自衛隊岐阜病院長	R3.12.13	R4.3.17	R4.3.17	R4.4.1	厚生労働省	国家公務	東海北陸厚生局における指導医療官	無	無	
36	川久保 正彦	57	海上自衛隊佐世保地方総監部付(海上自衛隊下関基地隊司令)	H30.7.24	①海上自衛隊幹部候補生学校教育部長兼主任教官 ②海上自衛隊護衛艦隊司令部訓練幕僚部訓練主任幕僚 ③海上自衛隊下関基地隊司令 ④海上自衛隊佐世保地方総監部付	①H30.7.24 ②H30.8.1 ③R2.8.3 ④R4.3.1	①H30.7.31 ②R2.8.2 ③R4.2.28 ④R4.3.24	①部務統括、教官業務 ②幕僚業務 ③隊務統括 ④特に命ぜられた事項	R4.3.24	R4.4.1	佐世保市役所	地方行政	政策監	無	有
37	天沼 秀俊	56	海上自衛隊佐世保警備隊司令	R1.5.31	①海上自衛隊佐世保教育隊司令 ②海上自衛隊第1術科学校副校長 ③海上自衛隊第1術科学校副校長兼総務部長 ④海上自衛隊佐世保警備隊司令	①R1.5.31 ②R1.8.1 ③R2.6.1 ④R3.9.1	①R1.7.31 ②R2.5.31 ③R3.8.31 ④R4.3.30	①隊務統括 ②学校統括補佐 ③学校統括補佐、部務統括 ④隊務統括	R4.3.30	R4.4.1	横須賀市役所	地方行政	危機管理監	無	有
38	古賀 博彦	56	自衛隊佐賀地方協力本部長	R3.12.17	自衛隊佐賀地方協力本部長	R3.12.17	R4.3.30	R4.3.30	R4.4.1	佐賀県庁	地方公務	国民保護・防災対策監(一般任期付職員)	無	有	
39	中島 典章	56	陸上自衛隊情報学校付(情報本部電波部)	R3.9.21	①陸上自衛隊情報学校研究部長 ②陸上自衛隊情報学校付	①R3.9.21 ②R4.3.15	①R4.3.14 ②R4.3.30	①情報学校における調査研究業務の総括業務 ②特に命ぜられた事項	R4.3.30	R4.4.1	北九州市役所	地方公務	危機管理室危機管理課防災専門官	無	有
40	福原 弘教	56	防衛研究所主任研究官	R3.9.22	防衛研究所主任研究官	R3.9.22	R4.3.30	R4.3.30	R4.4.1	牧之原市役所	地方公務	危機管理監	無	有	
41	横田 友範	57	海上自衛隊大湊地方総監部幕僚長	-	-	-	-	-	R4.3.30	R4.6.21	富士通株式会社	情報通信機械器具製造業	アドバイザー(嘱託)	無	無
42	高谷 均	60	大臣官房付	-	-	-	-	-	R4.3.31	R4.4.1	小森たくお事務所	国会業務	秘書	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
43	谷内 裕	60	防衛研究所企画部総務課長	—	—	—	—	R4. 3. 31	R4. 6. 1	株式会社みずほ銀行	金融業	社会・産業基盤第一部 顧問	無	無	
44	森田 輝也	58	地方協力局地域社会協力総括課 沖縄地域政策調査分析官	—	—	—	—	R4. 3. 31	R4. 5. 9	駐留軍要員健康保険組合	在日米軍従業員に対する健康保険の運営	沖縄支所長	無	無	

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。